



国際旅客便に搭載する航空貨物の 保安体制（新 KS/RA 制度）について

総合企画部

2001年9月11日の米国同時多発テロの発生を契機に、国際物流におけるテロ対策への要請が高まる中、物流の効率化を確保しつつ、セキュリティの強化に資するため、我が国では2005年10月に国土交通省航空局にてKS/RA制度(※)が制定されました。その後、2007年8月に米国で9.11委員会

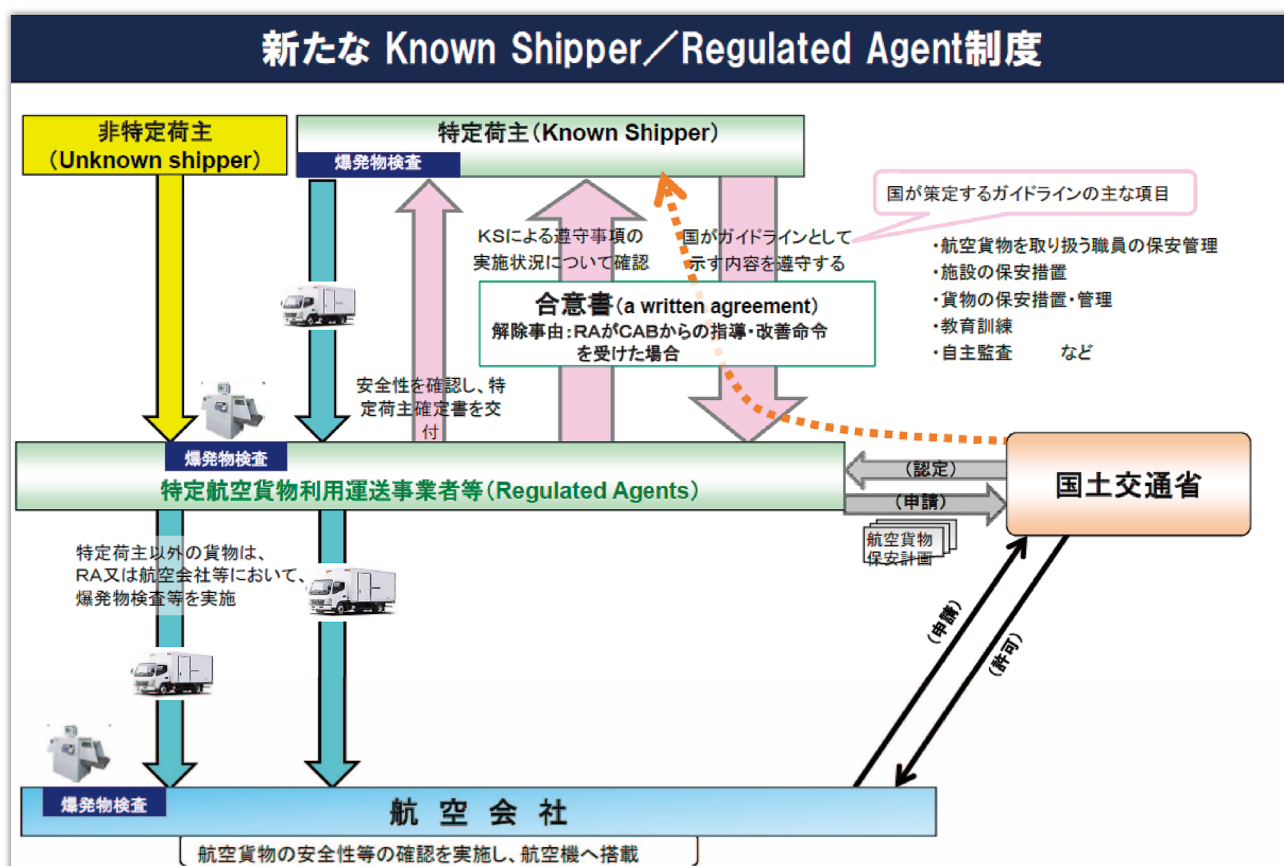
勧告実施法（9.11法）が成立し、米国発着の全旅客便搭載貨物に対する空港での100%スクリーニング（爆発物検査）実施が義務付けられ、更なるセキュリティ対策の強化が求められる中、我が国では2012年10月に新 KS/RA 制度が制定されました。

※ KS/RA 制度とは…

国際民間航空機関（ICAO）の国際標準等に基づき、セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化を図るため、荷主から航空機搭載まで一貫して航空貨物を保護する制度。

KS … Known Shipper（特定荷主）

RA … Regulated Agent（特定航空貨物利用運送事業者）



資料元：国土交通省

2012年10月の新 KS/RA 制度の制定以降、KS と RA 間における「合意書」締結（2012年11月末まで）、KS の RA からの「特定荷主確定書」受理（2013年5月末まで）と、荷主企業が KS になるための工程が段階的に進められてきましたが、新 KS/RA 制度では、国がガイドラインとして示す内容（航空貨物を取り扱う授業員への保安管理など）を遵守することが難しいため、KS を選択する荷主企業が大幅に減少しています。

ちなみに、旧 KS/RA 制度では KS がのべ数万社と言われていましたが、新制度では現況、数百社と言われています。

新 KS/RA 制度にて、KS を選択せず、非特定荷主として航空会社または RA にて爆

発物検査を受けて出荷する選択肢もありますが、①コストアップ、②リードタイムの増長、③開披検査における梱包不良発生のリスク、といった懸念があります。

現行、空港では貨物の滞留など大きな問題は発生していませんが、2014年4月から米国向けのみならず、全世界向けの旅客便航空貨物がスクリーニングの対象となるので、動向の見極めが重要となります。

JEITA「グローバル物流競争力強化検討会」では、我が国物流への影響の度合いを精査するとともに、コストアップ、リードタイムの増長が起きぬよう、他の業界団体と連携しながら、国に適切な対応を求める活動を実施しています。

KS/RA 制度に係るこれまでの経緯・今後の動き

2001.9.11	米国同時多発テロの発生
2005.10	国土交通省航空局にて、KS/RA 制度を制定
2007.8	米国にて、9.11委員会勧告実施法（9.11法）が成立 内容：米国発着の全旅客便搭載貨物に対する空港での100%スクリーニング（爆発物検査）実施を義務付け
2012.10	国土交通省航空局にて日本として物流の円滑化を図るため、川下（航会会社）だけでなく川上（荷主）までサプライチェーン全体で支えていくことが最善の保安対策と考え、新たな KS/RA 制度を制定
2012.11.30	新 KS/RA 制度において、特定荷主（KS）が国土交通省航空局に認定された特定航空貨物利用運送事業者（RA）との「合意書」を締結する期限
2012.12.1	新 KS/RA 制度による米国向け旅客便搭載貨物への100%スクリーニング完全施行を開始
2013.5.31	新 KS/RA 制度において、2012.11.30までに特定航空貨物利用運送事業者（RA）と合意書を締結した特定荷主（KS）が RA から「特定荷主確定書」を受理する期限
2013.7	国土交通省航空局から RA に対して制度内容の変更を示唆（「従業員に対する身体検査・所持品検査」について）
2014.4.1	全世界向け旅客便搭載貨物への100%スクリーニング義務付け開始